

# 福岡県公報

平成二十七年十月十六日  
第三千七百三十六号  
増刊 ②

## 目次

### 訓令(第十二号)

○知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令  
(県民情報広報課) ……………

## 訓令

### 福岡県訓令第十二号

知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十七年十月十六日

福岡県知事 小川 洋

知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令

知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(平成十七年四月福岡県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「ものとする」を削る。

第四条に次の四項を加える。

3 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(以下「特定個人情報事務取扱担当者」という。)及びその役割を指定しなければならない。

4 保護管理者は、各特定個人情報事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定しなければならない。

5 保護管理者は、特定個人情報事務取扱担当者が特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

6 保護管理者は、特定個人情報を複数の所属で取り扱う場合の各所属の事務分担及び責任を明確にしなければならない。

第五条第一項中「あつては」を「あつては」に改める。

第七条第一項中「行う」を「行わなければならない」に改め、同条第二項中「講ずる」を「講じなければならない」に改める。

第十条中「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

第十二条中「き損」を「毀損」に改める。

第十三条中「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

第十四条中「、個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第十五条中「講ずるものとする」を「講じなければならない」に改める。

第十六条第一項中「講ずるものとする」を「講じなければならない」に改め、同条第二項中「確認するものとする」を「確認しなければならない」に改め、同条第一号中「秘密保持」の下に「、目的外利用の禁止」を加え、同条第二号中「又は」の下に「事前承認等再委託に係る」を加え、同条第五号中「契約解除の措置」を「契約解除、損害賠償責任」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 個人情報の複製等の制限に関する事項

第十六条第三項中「前二項」を「前七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、保護管理者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十項に規定する個人番号利用事務又は同条第十一項に規定する個人番号関係事務(第五項及び第七項において「個人番号利用事務等」という。)の全部又は一部を委託する場合には、委託を受ける者において、条例に基づき知事が果たすべき安全管理措置と同

の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。

4 保護管理者は、個人情報取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に委託する場合には、委託する個人情報の重要度に応じて、委託を受けた者における個人情報の管理の状況について、年一回以上の定期的検査等により確認するものとする。

5 前項に定めるもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託を受けた者において、条例に基づき知事が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

6 保護管理者は、委託を受けた者が、個人情報の取扱いを伴う事務を再委託する場合には、委託を受けた者に第一項及び第二項の措置を講じさせるとともに、再委託する事務に係る個人情報の重要度に応じて、委託を受けた者を通じて又は自らが第四項の措置を講ずるものとする。

7 前項に定めるもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託する場合には、委託する個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で再委託の可否を判断しなければならない。

第十七条第一項中「漏えい等」を「漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合、特定の職員が条例その他関連する法令及び規程等の定めに違反している事実又は兆候を把握した場合等、」に、「報告するものとする」を「報告しなければならない」に改め、同条第二項中「講ずるものとする」を「講じなければならない」に改め、同条第三項中「報告するものとする」を「報告しなければならない」に改め、同条第四項中「講ずるものとする」を「講じなければならない」に改め、同条第十八条中「事案の」を「保護管理者は、事案の」に改める。

第十九条中「報告するものとする」を「報告しなければならない」に改める。

第二十一条中「個人情報の安全管理の措置については」を「総括管理者又は保護管理者は、個人情報の適切な管理のための措置について」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。